

宮崎県再造林推進条例について

宮崎県においては、「宮崎県森林・林業長期計画」に基づき、持続可能な森林・林業・木材産業の確立に向けた各種施策を実施し、国内有数の木材供給基地として確固たる地位を築いています。その一方で、近年の伐採後の再造林率は70%台にとどまり、再造林されなかった林地が増加している状況です。

このような背景を踏まえ、県では、再造林率日本一を目標とする「グリーン成長プロジェクト」を立ち上げ、抜本的な再造林対策に取り組むこととしています。

このプロジェクトを実効性のあるものにするためには、再造林の推進は、森林資源の循環利用はもとより、水源の涵養、県土の保全等森林の公益的機能の維持にもつながる重要な課題であることを認識し、県民一丸となって取り組むことが必要不可欠です。

再造林の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、森林組合、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、再造林の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現するため、条例を制定しました。

条例の概要

基本理念（第3条）

再造林の理解促進

効率化の推進、県産材需要の拡大

担い手の処遇と労働環境の向上

関係者の適切な役割分担と相互の連携

各主体の責務・役割（第4条～第9条）

県

施策の総合的かつ計画的な実施や市町村の実施する施策への協力、森林組合及び事業者の取組の促進など

市町村

県、事業者、森林所有者等との連携や情報の共有、地域の特性を踏まえた再造林の推進に関する施策の実施など

森林所有者

所有する森林についての再造林の推進や県及び市町村が実施する施策への協力など

森林組合

森林所有者からの伐採等の相談対応や事業者等との連携、市町村等との連絡調整など

事業者

森林組合等との連携や県産材の積極的な活用、木材産業の振興事業活動を通じた再造林の推進など

県民

県産材の積極的な利用など

基本施策（第10条～第14条）

再造林の推進に向けた気運の醸成

県民等が一丸となって再造林を推進する気運の醸成

県産材需要の拡大

木造住宅の普及及び非住宅施設の木造化等の推進や試験研究、技術開発の推進

地域体制の整備

森林組合を中心とした森林所有者からの伐採等の相談対応等を行う地域体制の整備

効率化の推進

林業採算性が高い森林を優先的に再造林する区域の設定や森林の集積・集約化の推進、新しい技術の導入等への必要な施策や試験研究、技術開発の推進

担い手・事業者の確保

林業担い手の処遇及び労働環境の改善のための施策や多様な担い手確保のための施策、造林事業に取り組む事業者や新たに造林事業へ参入する事業者等への支援

私たちの暮らしを支えるかけがえのない森林を
健全な姿で次の世代へ引き継ぐために

伐って、使って、植えて、育てる



問い合わせ先

宮崎県 環境森林部 環境森林課 再造林推進室

0985-26-7154



宮崎県再造林推進条例（令和6年7月2日公布・施行）

宮崎県は、温暖な気候と緑豊かな自然環境に恵まれ、私たち県民は様々な自然の恩恵を受けながら暮らしてきた。

県土の7割を占める森林は、木材をはじめとする林産物を生み出すとともに、多様な生態系を支え、清らかな水と空気をはぐくみ、災害から県民の生命と暮らしを守り、さらには地球温暖化対策の上で重要な役割を果たすなど私たちの生活に密接に関わっている持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤であり、世代を超えて利用される社会全体の共通の財産である。

このような中、林業及び木材産業は、木材の生産と利用を通じて、本県の豊かな森林を守り育てる大きな役割を果たしており、長い時間をかけて育てた木々を伐って、使って、植えて、育てるという循環利用を行いながら、地域の経済を支えてきた。

しかし、近年においては、林業採算性の悪化、森林の小規模・分散的な所有構造などによる森林所有者の経営意欲の低下などにより、手入れの行き届いていない人工林や皆伐されたまま植林されずに放置されている森林が増えるなど、森林資源の循環利用への影響をはじめ、森林の多面的機能の低下が懸念されている。

私たちは、改めて森林がもたらす恩恵を思い起こし、先人達が守り、育ててきたこの郷土の恵みである森林を健全な姿で次の世代へと引き継いでいかなければならない。

このためには、森林が有する木材等生産機能と水源の涵養、県土の保全、生物多様性の保全などの公益的機能が発揮されるよう、適地適木を旨として、林業採算性が高いと見込まれる森林については再造林を推進し、それ以外の森林については針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林や広葉樹林への誘導を進めるなど、森林資源の適正な管理・利用が図られなければならない。そして、森林から得られる様々な利益は、森林所有者はもとより、社会全体へ還元されることが望まれる。

このような認識の下、森林の多面的機能の発揮に向けた循環型林業の実現のため、県民一丸となって再造林を進め、県民の暮らしを支えるかけがえのない森林を守り育てていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、再造林を推進するための基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、森林組合、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、再造林の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 再造林 人工林を伐採した跡地において、再び苗木を植栽し、森林を造成することをいう。
- （2） 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- （3） 多面的機能 森林が有する木材等生産機能及び水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の緩和、生物多様性の保全その他の公益的機能を合わせた機能をいう。
- （4） 循環型林業 木材として伐って使用した後、植林及び保育を行い、世代交代をさせて森林資源を持続的に活用していく林業をいう。
- （5） 県産材 県内で生産された木材をいう。
- （6） 造林事業 植栽、下刈り、除伐等健全な森林の造成や育成を行う事業をいう。



（基本理念）

第3条 再造林は、森林の多面的機能による恩恵を広く県民が受けていることに鑑み、再造林の重要性について県民の理解を深めることにより推進されなければならない。

- 2 再造林は、持続可能な森林の利用に向けて、効率化を図り、収益性を向上させるとともに、県産材の需要を拡大することにより推進されなければならない。
- 3 再造林は、林業の担い手の処遇及び労働環境を改善させることにより推進されなければならない。
- 4 再造林は、県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者及び県民の適切な役割分担及び相互の連携により推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、再造林の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、広域行政を担う者として、市町村との適切な役割分担を踏まえつつ、市町村が実施する再造林に関する施策に協力し、及びこれを支援するものとする。
- 3 県は、再造林に関する森林組合及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 4 県は、再造林に関する施策を効率的に推進するため、県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者等が相互に連携を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（市町村の役割）

第5条 市町村は、基本理念に基づき、地域の林業行政を主体的に担う者として、県との適切な役割分担を踏まえつつ、県、森林所有者、森林組合及び事業者と連携するとともに、再造林を推進するための情報を共有し、地域の特性を踏まえた再造林の推進に関する施策の実施に努めるものとする。

（森林所有者の役割）

第6条 森林所有者は、基本理念に基づき、自らの所有する森林について経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。)の一環として、再造林（施業の委託を含む。次項において同じ。）に努めるものとする。

- 2 森林所有者は、経営管理の一環としての再造林が困難である場合には、森林組合等への経営管理の委託その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 森林所有者は、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森林組合の役割）

第7条 森林組合は、基本理念に基づき、地域における林業の中核的担い手として、再造林の実施に努めるとともに、森林所有者からの伐採等の相談対応、事業者等との連携及び市町村等との連絡調整等に努めるものとする。

- 2 森林組合は、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第8条 林業事業者(伐採、造林、保育その他の森林における施業を行う者をいう。以下同じ。)は、基本理念に基づき、再造林の実施並びに森林組合等との連携及び情報等の交換に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 木材産業事業者(木材の加工又は流通を行う者をいう。以下同じ。)は、基本理念に基づき、県産材の積極的な活用及び木材産業の振興を通じて再造林の推進に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 その他の事業者(林業事業者及び木材産業事業者を除く事業者をいう。)は、基本理念に基づき、自らの事業活動を通じて再造林の推進に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第9条 県民は、基本理念に基づき、森林の多面的機能が県民にとってかけがえのない財産であることを理解するとともに、県産材の積極的な利用等を通じて再造林の推進に努めるものとする。

（再造林の推進に向けた気運の醸成）

第10条 県は、森林の多面的機能の重要性について、県民等の理解を深めるための普及啓発を行い、県民等が一丸となって再造林を推進する気運の醸成を図るための施策を講ずるものとする。



（持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進）

第11条 県は、効率的な施業が可能で、林業採算性が高い森林を再造林に優先的に取り込む区域として設定し、当該区域において実施される再造林のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、収益性の向上に繋がる森林の集積・集約化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、収益性の向上に繋がる新しい技術の導入等を図るために必要な施策を講ずるとともに、国、大学その他の試験研究機関と連携しながら、試験研究又は技術開発を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大）

第12条 県は、自ら率先して県産材を利用するよう努めるとともに、循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大を図るための木造住宅の普及及び非住宅施設の木造化等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、県産材の利用促進に資するため、試験研究又は技術開発を推進するとともに、国、大学その他の試験研究機関との連携その他必要な施策を講ずるものとする。

（再造林を支える担い手及び事業者等の確保）

第13条 県は、再造林を支える林業の担い手の処遇及び労働環境の改善のために必要な施策を講ずるとともに、多様な担い手を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、再造林を支える林業事業者等を確保するため、造林事業に取り組み林業事業者及び森林組合並びに新たに造林事業へ参入する事業者に対し、必要な施策を講ずるものとする。

（再造林を推進するための地域体制の整備）

第14条 県は、市町村及び事業者等の相互協力の下、森林組合が中心となって、森林所有者からの伐採等の相談に対応し、及び再造林の推進に必要な情報の共有等を行うための地域の特性を踏まえた体制を整備するものとする。

（他の条例との関係）

第15条 県は、この条例の規定により再造林を推進するに当たっては、森林の多面的機能の持続的な発揮のため、必要に応じ、宮崎県水と緑の森林づくり条例（平成17年宮崎県条例第82号）により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

- 2 県は、この条例の規定により再造林を推進するに当たっては、県産材の利用促進のため、必要に応じ、宮崎県木材利用促進条例（令和3年宮崎県条例第20号）により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第16条 県は、再造林に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。